阪神港大阪区第５区錨地の制限について

令和８年12月13日（日）午前9時から午後5時まで、暫定主航路中央部の海底管撤去作業に伴い、第五区錨地内に迂回路が設定されるため、以下のとおり第５区錨地の制限を行います。

【第５区錨地の制限内容】

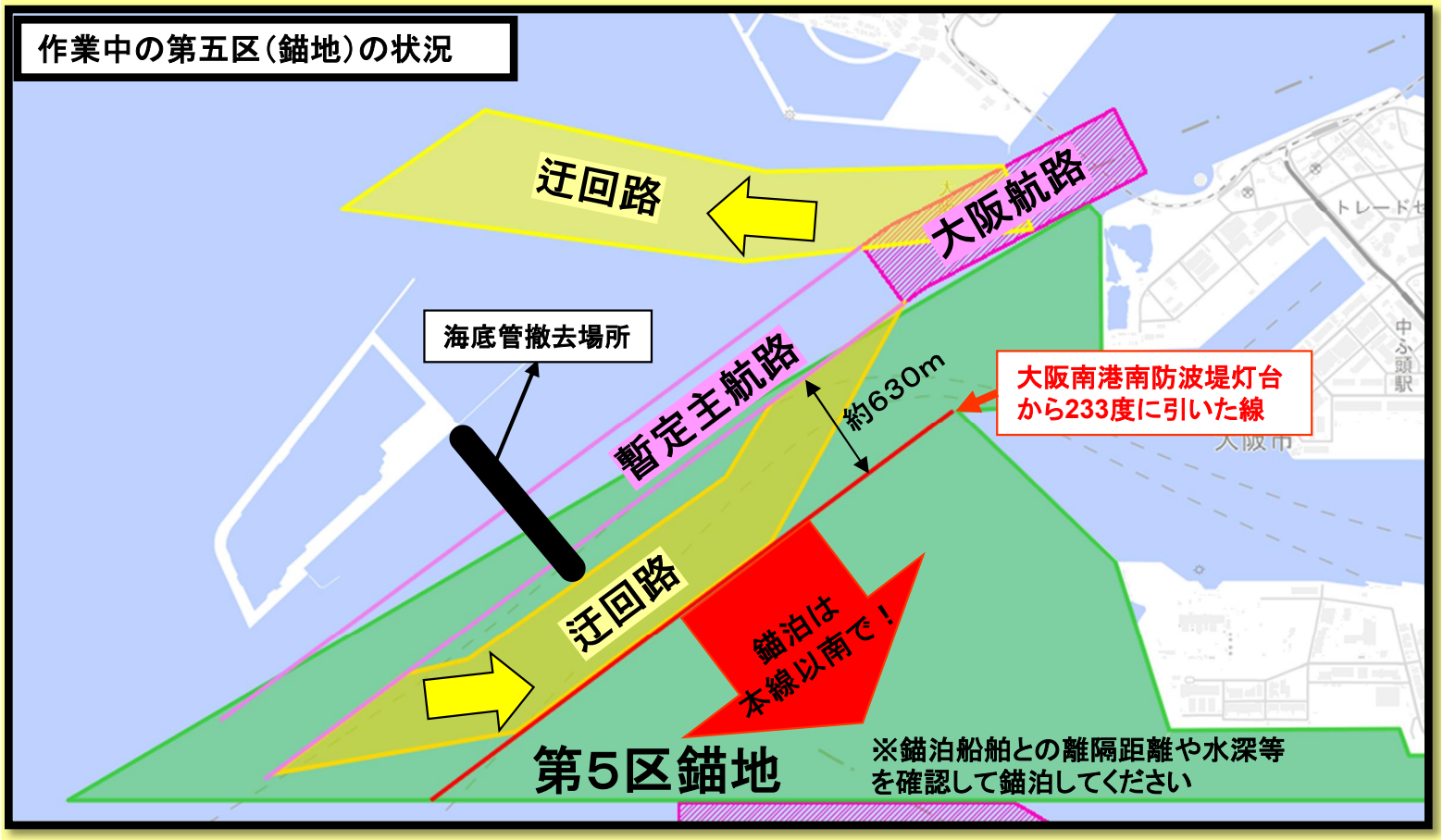
●期間
令和８年12月10日（木）午前９時から12月13日（日）午後５時まで

●錨泊隻数
上限7隻　（平常時は11隻）
※上限に達した場合等、堺泉北区錨地に指定します。

●錨泊場所
大阪南港南防波堤灯台から233度に引いた線以南の第五区内（下図参照）。
期間中は“ 必ず迂回路を避けて錨泊 ”願います。

【留意事項】

●総トン数500トン以下の船舶も迂回路を避けての錨泊にご協力願います。
●錨泊及び迂回路航行に際しては、警戒船及びおおさかポートラジオからの情報にご留意願います。
●海底管撤去作業の予備日は令和８年12月20日(日)です。
●12月13日の前後の日で暫定主航路北側及び南側海域（下図黒塗部（主航路部除く））においても海底管の撤去が行われます。



【問合せ先】大阪海上保安監部航行安全課 (TEL:06-6571-0223)

R8.11作成